



令和8年2月号

三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信代表
便り

決算公開号！

今月号は、毎年恒例、三上税理士法人の決算公開号です。

今年も顧問先の皆さんにのみ、別紙にて公開いたします。少しでも多くの社長の皆様に、今期の弊社の決算と経営計画を見て「計画を作るのも良いものだな」と刺激を受けていただければ幸いです。ご自身の会社の経営計画の作成などでお困りの際はお気軽にご相談ください！

本店
便り

未成年用の「こどもNISA」が来年から始まる見込みです

文責：亀田

NISAが新制度になって2年が経ち、かなり浸透してきているように感じます。

この流れをさらに進めるべく、政府は令和8年度税制改正大綱にて、未成年もNISA口座を開設できるようにする方針を示しました。以下、便宜的に「こどもNISA」と呼びます。まだ確定ではありませんが、通常国会で可決・承認されれば、来年の1月からの開始が見込まれています。

以下、通常のNISAとの関係を示す表となります。

	つみたて投資枠		成長投資枠	
	こどもNISA			
対象年齢	0~17歳	18歳以上	18歳以上	
年間投資枠	60万円	120万円	240万円	
非課税 保有限度額	600万円	1,800万円	1,200万円(内数)	
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託	上場株式・投資信託等	
運用管理	一定の要件※の下、12歳以降は払出し可	制限なし	制限なし	

※ 資金の使途が子のためのものであり、子が払出しに同意したことを示す書面とともに、親権者等(口座管理者)が申出書を金融機関に提出する。

【出典】金融庁ウェブサイト <https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20251226-2/01.pdf>

通常のNISAは、投資信託のみの「つみたて投資枠」と、投資信託以外にも上場株式等も購入できる「成長投資枠」とがありますが、こどもNISAはつみたて投資枠のみとなり、年間の投資枠は通常の半分の60万円、合計で600万円までとなります。そこで購入したものは、18歳になった翌年(早生まれは18歳になる年)に、そのまま通常のつみたて投資枠(最大1800万円)の中に自動で入れられることとなります。

また、以前は似た制度として「ジュニアNISA」という未成年用の口座がありました。そちらとは別の扱いとなるため、「ジュニアNISA」をまだお持ちの方も並行して「こどもNISA」口座を持つことが可能になるものと思われます。

こどもNISA口座へ入れるお金は、子自身がアルバイト等で稼いだお金である場合もあるでしょうが、基本的には親や祖父母等からの贈与であることが想定されます。その際、年間110万円までの贈与の非課税枠を使うことになると考えられるため、その子が同じ年に他に贈与を受ける場合は合算することに注意が必要です。

また、この口座に入っているお金は子のものであるため、払い出しには制限がかかる見込みです。

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

今後の国会審議によっては変更の可能性はありますが、こども NISA を通じて子供たちへの金融リテラシー教育を行ったり、資産を移転した先でさらに増やしたり、今の内から活用できそうな方法を考えておくのもよろしいかと思います。



シン・ミ神（三上）

文責：大脇

こんにちは。寒さの中にも、少しずつ春の気配…を感じたいなと思いつつも、いよいよ税理士事務所の繁忙期！

確定申告が始まり、私のみならず皆の目も血走ってまいりました(笑)。

さて、先月上旬、恒例のウガンダに帰省(笑)して、心もリフレッシュしてまいりました😊

子ども達はとても元気で、各々ゲーム等プレゼントしたものでよく遊びます。ただ、整理整頓が苦手で本が裏返しでもそのまま、物も大切にしないので、届いたころには壊していることもあります。ジェンガにいたっては2段くらい低くなっています(笑)。

とにかく、貧しいのに物を大事にしないなあとと思いますが、「物を持たないからこそ大事にする機会がない」ということを他の方がおっしゃっていました。うーん、納得。ゆっくりでも教えていければなあと思っております。



そしてその頃…日本では毎年恒例の春日井マラソンが開催されたようです🏃



昨年弊社内において2連覇を達成したディフェンディングチャンピオンのY君が当日体調不良の出場辞退となり、順位は大波乱。そして5代目チャンピオンは今年度新入社員のH君でした🌟
皆さん大健闘！お疲れ様でした。

「文化・スポーツ都市宣言」の春日井。想いを大切にしていきたいですね。

大切にするといえば…。

三上税理士法人では相続税申告やご相談も受け付けておりますが、毎年件数が増え、昨年は相続及び贈与等相談件数は約90件、相続税申告受注件数は約50件ありました。

国税庁の「令和6年分相続税の申告事績の概要」によると、相続税申告の提出に係る被相続人は166,730人で、税理士数82,276人で割ると、税理士一人当たり年間約2.02件しか申告していないことになります。

実際は、相続専門税理士が一人で数十件から数百件の申告をこなしているので、年に一度も相続税申告をしたことがない税理士がほとんどであるというのが業界の現状の中、弊社の申告数はとても多いことが分かります。

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

生前及び相続開始後の相談の中で、やはり大事になってくるのは「遺された家族が円満であること」「遺された家族の負担を軽減すること」だなどつくづく思われます。「相続に詳しいから、手続きもスムーズだったんじゃない?」と思われがちですが、やはり現実はてんやわんやでした。

次月号より「相続を考える」をテーマに執筆したいと思います。

経営
情報

通勤手当の非課税限度額の改正について

文責：加藤（光）

令和7年11月19日に所得税法の一部を改正する政令が公布され、通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

通勤手当の非課税制度とは、従業員の通勤にかかる実費負担を考慮し、一定額までは所得税を課税しない制度のことです。自宅からの距離や利用している公共交通機関によって非課税通勤費にできる上限が決まっており、上限額を超えた部分には所得税が課税されます。

新しく適用される1か月あたりの非課税限度額は以下の通りです。

改正後の非課税限度額

改正後の1か月当たりの非課税限度額は、次のとおりです。

区分	課税されない金額	
	改正後 (令和7年4月1日以後適用)	改正前
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同左
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55km以上である場合	38,700円 31,600円
	通勤距離が片道45km以上55km未満である場合	32,300円 28,000円
	通勤距離が片道35km以上45km未満である場合	25,900円 24,400円
	通勤距離が片道25km以上35km未満である場合	19,700円 18,700円
	通勤距離が片道15km以上25km未満である場合	13,500円 12,900円
	通勤距離が片道10km以上15km未満である場合	7,300円 7,100円
	通勤距離が片道2km以上10km未満である場合	4,200円 同左
	通勤距離が片道2km未満である場合	(全額課税) 同左
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同左
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 150,000円)	同左

【出典】国税庁 <https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025tsukin/index.htm>

この表からわかる通り、自動車や自転車等による通勤の場合、片道の通勤距離が10km以上15km未満で200円、15km以上25km未満で600円、非課税枠が増えています。10km未満であれば、改正後もこれまでと同じ非課税限度額が適用されます。

改正の対象となる通勤手当は、令和7年4月1日以降に支払った金額を指します。11月の改正前に支払った通勤手当については、改正前の非課税限度額を適用したところで所得税の源泉徴収が行われています。改正後の非課税限度額を適用した場合に多く納めた分については過去に遡って再計算はせず、年末調整で精算されます。

地元・春日井の神社で合格祈願

文責：中村

我が家には今、高3、中3の二人の娘がおります。

この記事が読まれている頃はダブル受験真っ只中だと思われます。

年末年始の休みも子供達は勉強に励んでおり、親として何かできないかと思いリサーチしたところ、春日井市内に「すべらすの松」という縁起物がある「内々神社（うつつじんじゃ）」があると知り、主人と合格祈願に行ってきました。



旧・国道19号線を多治見方面へ進み、内津峠の手前に鎮座するこの神社。

ヤマトタケルノミコトが内津峠で、副将のタケイナダネノミコトが亡くなったという知らせを聞き悼み「ああ、夢か現（うつつ）かな」と嘆いたことが名の由来とされる歴史ある古社だそうです。

今回の目的である「すべらすの松」は、松の木に百日紅（さるすべり）がしっかりと巻き付いて一体化した世にも珍しいものだそうです。松と百日紅が一体となり、もうこれ以上滑らないということから試験に滑らない「すべらすの松」という名がついたそうです。

長年春日井に住んでいたながら、このような縁起物がある神社が市内にあることを今回初めて知りました。しっかりと「すべらすの松」を眺めながら念入りに手を合わせてきました。

今回、人生初の絵馬にも挑戦しました。初めてなのでどう願いを書いていいものかわからず。とりあえずストレートに私の願いは託してきましたが、後から調べると少し情報が足りなかったかも…住所等不明でもどうか願いが届きますように。



内々神社の裏に名勝庭園があることも後から知りました。秋には素晴らしい紅葉も見られるようです。

身近な場所でも、色々調べたり実際行ってみたりすると意外な発見や学びがあるものですね。

今度は娘と一緒にお礼参りを兼ねて名勝庭園を歩いてみたいと思います。

2月の税務

- ・固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付 納付期限…2月中において各自治体の条例で定める日
- ・12月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税）・法人住民税、
6月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分） 申告期限…3月2日(月)
- ・前年分所得税の確定申告 申告期間…2月16日(月)～3月16日(月)

無料経営相談につきまして

誠に勝手ながら、本年3月までの期間、
無料経営相談はお休みさせていただきます。
ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。
お困りのことがございましたら、担当者まで
ご連絡ください。

三上税理士法人

■本店

〒486-0914 愛知県春日井市若草通4-92

TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039

■春日井インター店

〒487-0023 愛知県春日井市不二ガ丘1-38-2

TEL:0568-29-9211 / FAX:0568-29-9212

◆共通メールアドレス

mikami@taxer.info